

令和4年度データセンター集積推進事業（海外データセンター誘致）委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道が委託する令和4年度データセンター集積推進事業（海外データセンター誘致）委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

国内外でのデータセンター市場の拡大をはじめ、国境を越えた寒冷地へのデータセンターの立地や脱炭素の実現に向けた世界的な動きを好機に、アジアの北に位置する地理的優位性や豊富な再生可能エネルギー等の本道の特性を活かし、海外から本道へのゼロカーボン・省エネ型のデータセンターの誘致や投資の促進を図る。

3 業務内容

(1) 海外投資家等との個別商談会の開催及び運営

海外のデータセンター投資家・事業者に対し、本道へのデータセンターの誘致に向けた提案・PRを行う商談会を開催する。

ア 開催日程： 令和5年1～2月頃の2日間程度（1日あたり約6時間）

イ 開催方法： シンガポールのホテルでの開催。

※開催する国については、新型コロナウイルス感染症の状況や海外情勢次第で、変更することがある。

(会場基準)

・商談会場は、対面形式（のテーブル配置）で20名程度が収容できること。

・海外投資家等の控え室として、1室用意すること。

ウ 商談相手： 海外のデータセンター投資家・事業者 4社程度

海外投資家等は、道や関係機関と連携の上、発掘・選定すること。

エ 北海道側参加者：受託者のほか、道職員及び希望する道内市町村職員が参加。

※道及び道内市町村職員の旅費については、受託者の負担なし。

オ 内容

(ア)海外投資家等1社あたり2時間程度で、個別に商談を実施し、次の内容を盛り込むこと。

・北海道からの誘致プレゼン

・道内市町村からの誘致プレゼン

(イ)商談会には、商談アドバイザーとして、データセンター関連の専門家を同席させること。

(ウ)商談会には、商談交渉のための通訳者を配置すること。

(エ)商談会后、道と相談の上、海外投資家等へフォローアップを行うこと。

(2) 国内外に向けた情報発信

本道へのデータセンターの誘致促進を目的としたウェブサイト「(仮称)北海道データセンター統合ポータルサイト (<https://hokkaidodatacenter.jp/>)」にコンテンツを追加し、国内外のデータセンター投資家・事業者に向け、PRする。

ア 発信言語：英語及び日本語

イ サイト規模：30ページ程度規模のウェブサイト

※参考のサイト規模であり、30ページを作成する仕様ではないこと。

ウ 追加するコンテンツ：

(ア)道内市町村（3市町村程度）の誘致提案・PR資料を掲載すること。

(イ)道内市町村の誘致提案・PR資料については、データセンター関連の専門家により、作成支援を行うこと。（3市町村程度×各2回）

エ 周知方法：道や関係機関と連携した周知を行うとともに、ウェブ広告なども活用し、広くPRすること。

※（1）及び（2）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（企画提案時点で会場の仮押さえ、講演者のアポイント等は必要としない。）

（3）事業実施報告書の提出

上記（1）～（2）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体3部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和5年（2023年）3月10日（金）

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書（別記第1号様式）

5 実績報告等及び概算払について

（1）受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書（別記第2号様式）

イ 収支精算書（別記第3号様式）

ウ 事業実施報告書（紙媒体3部及び電子媒体1部）

（2）受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書（別記第4号様式）

イ 収支計画書（別記第5号様式）

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

（1）再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

（2）再委託させることの合理的理由があるとき。

（3）再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

（1）業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

（2）新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。